超重要 6 月の支払給与から定額減税事務が発生します!

『定額減税の概要と事務対応に関する説明会』

一人当たり 4 万円(所得税 3 万円、住民税 1 万円)の定額減税を盛り込んだ税制改正関連法案が成立し、令和 6 年 6 月以降の給与や賞与などの支払いにおいて、住民税と所得税が軽減される「定額減税」がスタートします。これはほぼ全ての企業に影響があることであり、月次で行う給与計算、年次で行う年末調整、それぞれで押さえて頂きたいポイントがあります。本説明会では、「定額減税」に関する最新の情報や「いつ、誰が適用となり、実務上どう対応すれば良いか?」などをご説明します。

また、令和 6 年度の税制改正のポイントも併せてお伝えします。経営者の方も、実際に給与計算をされている経理担当者の方もこの機会に是非ご参加ください。

2024年 5月 20日(月) 14:00~15:00

講師

日本商工会議所 産業政策第一部 課長 鶴岡雄司 様 主査 大内啓佑 様



←定額減税の制度概要は こちらからご確認ください。 国税庁(制度の概要ページへ)

講演内容

- ■定額減税の概要について
- ■定額減税の事務手続きについて
- ■令和6年度の税制改正について

【定額減税とは】※別途住民税1万円控除あり 令和6年分所得税の納税者である居住者を対象として、次の①及び②の金額の合計額を令和6年分所得税 額から控除

- ① 所得税本人・・・3 万円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族・・・1 人につき 3 万円 【定額減税の給与所得者に関する実施方法】
- ・令和 6 年 6 月以降に毎月の支払給与・賞与に係る源 泉徴収税額から減税
- ・年末調整で給与・賞与における減税額を踏まえた精算



←こちらの QR コードからも お申込みが可能です!

会場	木更津商工会議所	3 陸研修室	(木更津市潮浜 1	_17_50
11.00	不足净份上云哦川	3 陌妍修主	(不史泽巾渊洪)	-1/-29/

受講料

無料

定員

50名

お問合せ

お申込

木更津商工会議所中小企業相談所(担当:遠藤) TEL:0438-37-8700

FAX 若しくは QR コードからお申込みが出来ます。

FAX 送信先: 0438-37-8705

木更津商工会議所	行 参加申込書	令和 年 月 日
事業所名	TE	: L
住 所	F A	XX
受講者名①	受講者	括名 ②